

# 広島県立廿日市西高等学校校務運営規程

## 第一章 総 則

第1条 この規程は、広島県立高等学校等管理規則第十八条の規定に基づき、広島県立廿日市西高等学校（以下「本校」という）の校務運営に関し基本的事項を定め、円滑かつ効果的な校務運営を推進することを目的とする。

## 第二章 組 織

第2条 校長、教頭、総括事務長、主幹教諭に関しては、学校教育法及び同施行規則並びに広島県立高等学校管理規則の定めるところによる。  
2 校務分掌、各種会議、各種委員会、学級担任及び教科担任等の配置は、毎年度始めに校長がこれを命ずる。校務運営組織図は別に定める。

## 第三章 校務分掌

第3条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌として、教務部、生徒指導部、進路指導部、総務部、生徒会指導部、事務部及び各学年会を置く。  
第4条 校長は、毎年度の初め、当該年度における職員の校務分掌を定める。  
第5条 校務分掌及び機構の組織は別に定める。  
第6条 各部の所掌事項及び構成は別に定める。

## 第四章 主任・主事、副主任

第7条 校長は広島県立高等学校等管理規則第十五条及び第十五条の二に則り、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事を置く。  
第8条 校長は広島県立高等学校等管理規則第十五条の四に則り、第7条に規定する主任・主事の他に、総務主任、生徒会指導主任及び各教科主任を置く。  
第9条 第7条に規定する主任・主事の命免は、広島県教育委員会の承認を得て、校長が行う。  
第10条 教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、生徒会指導主任は、教務部、生徒指導部、進路指導部、総務部、生徒会指導部の部長を兼務する。  
第11条 第7条及び第8条に規定する主任・主事の所掌事項は、学校教育法施行規則及び広島県立及び広島県立高等学校管理規則に則り、次のとおり定める。  
1 校長の監督を受け当該部、当該学年の教育計画、教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。  
2 各教科主任を除く主任・主事は校務運営会議に出席し、職務を遂行する。  
第12条 各部、学年、各教科に副主任を置く。  
第13条 副主任の命免は、校長が行う。  
第14条 副主任は、主任・主事を補佐する。

## 第五章 学級担任及び教科担任

第15条 校長は毎年度の初めに、職員に学級担任及び教科担任を命ずる。  
第16条 学級担任は、担当生徒の校内外における生活指導及び学習指導を行い、これに関する事務を処理する。  
2 学級副担任は、担任を補佐し、当該学級の円滑な運営に協力する。

## 第六章 会議

### 第1節 校務運営会議

第17条 校長は補助機関として校務運営会議を置く。

第18条 校務運営会議は、校務運営に係る事項について連絡・調整及び企画・立案を行う。

第19条 校務運営会議は、校長が召集し、主宰する。

2 校務運営会議は定例に開催する。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

第20条 校務運営会議は、校長、総括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、一学年主任、二学年主任、三学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、総務主任、生徒会指導主任で構成する。

2 校務運営会議は、校長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

第21条 校務運営会議の進行は教頭が行う。

2 校務運営会議の記録は、校長が指名した者が行い、校長及び教頭が確認した上で、教頭が保管する。

第22条 校務運営会議は、次の各号の事項及び校務全般について取り扱う。

- 一 本校の教育目標・将来構想
- 二 各分掌・各学年間の連絡調整
- 三 学校行事等に関する事項
- 四 施設・設備の充実等に関する事項
- 五 職員会議で周知すべき事項の調整・整理
- 六 生徒の懲戒処分等に関する事項
- 七 その他緊急を要する事項

### 第2節 職員会議

第23条 校長は、広島県立高等学校等管理規則 第十六条の二に則り、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

第24条 職員会議は校長が召集し、主宰する。

第25条 職員会議は、原則として、常勤及び再任用短時間勤務の教職員で構成する。ただし、校長が必要と認めるときは、他の関係者を加えることができる。

第26条 職員会議の進行は教頭が行う。

2 記録は、校長が選任した者があたる。また、職員会議録は校長が確認した上で、教頭が保管する。

3 欠席した職員は、会議録によって会議の内容を承知しなければならない。

4 その他、職員会議に関する必要事項は校長が定める。

### 第3節 その他の会議

第27条 校長は、校務を円滑に運営・実施するために、部会議、学年会議、教科会議、部活動顧問会議を置く。

第28条 各会議は、校長の指名に基づいて、教頭、主幹教諭、各部長、各学年主任、各教科主任が召集する。

第29条 各会議の司会及び記録は、校長が選任した者があたる。

2 各会議の内容は、校長、教頭、主幹教諭が総理する。

- 3 各会議の協議内容は、校長の監督を受け、校務運営会議に報告し、執行する。ただし、校長が緊急と認めるときは、校務運営会議への報告を省略することができる。
- 4 各会議は、必要に応じて関係教職員の出席を要請することができる。

## 第七章 委員会

- 第30条 校長は、校務の円滑な運営のため、次の委員会をおく。  
生徒指導委員会、特別支援教育推進委員会、学校保健委員会、入試委員会、国際交流推進委員会
- 第31条 生徒指導委員会は、生徒の健全な育成について意見交換を行う。
- 第32条 特別支援教育推進委員会は、特別な教育的支援を必要とする生徒の支援について意見交換を行う。
- 第33条 学校保健委員会は、生徒の健康保持推進に関することについて意見交換を行う。
- 第34条 入試委員会は、入学者選抜業務及び転・編入試験業務を行う。
- 第35条 国際交流推進委員会は次の業務を推進する。  
姉妹校「広漢中学」との交流事業、ニュージーランド短期ホームステイ事業、ブラッシュアップ研修会事業
- 第36条 各委員会の構成は校長が定める。
- 第37条 各委員会の司会及び記録は、校長が選任した者が当たる。  
2 各委員会の業務内容は、校長、教頭、主幹教諭が総理する。  
3 各委員会の協議内容は、校長の監督を受け、校務運営会議に報告し、執行する。ただし、校長が緊急と認めるときは、校務運営会議への報告を省略することができる。  
4 校長は各委員会において必要とする関係教職員の出席を要請することができる。
- 第38条 校長は必要に応じて臨時委員会を置くことができる。

## 第八章 いじめ防止対策

- 第39条 校長は、広島県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、生徒の主体的な活動の支援、いじめの早期発見・早期対応、いじめへの組織的対応、学校と家庭及び地域の連携を推進するため校長直轄の特別委員会「いじめ防止委員会」を置く。  
2 委員会の所掌事項は別に定める。  
3 いじめ防止委員会の構成は校長が定める。
- 第40条 いじめ防止委員会は、関係部署と連携し、生徒が安心して学校生活に取り組むことができるよう未然防止、早期対応及び再発防止について次の取組を行う。  
ア 「廿日市西高校いじめ防止基本方針」を策定し、基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。  
イ いじめ防止等に係る児童生徒への指導を企画推進する。  
ウ 生徒会指導部と連携し、生徒会組織中にいじめ防止等のための委員会を設置し、生徒のいじめ防止に向けた主体的な活動を支援する。  
エ 生徒指導部と連携し、いじめの防止及び発生時の対応等に係る校内研修を実施する。  
オ いじめの防止及び発生時の対応等に係る保護者・関係機関との連携を推進する。  
カ いじめ防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。  
キ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。  
ク いじめ発生時の対応プログラムを作成する。  
ケ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようないじめや、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と連携して対応

する。

- コ 重大事態対応フロー図を作成し、そうした事態が発生した場合は調査組織を編成する。

第 41 条 校長は、いじめの早期発見・早期対応を行うため、校内に生徒からの相談を受け付ける「いじめ相談窓口」を設置する。

- 2 担当者は校長が指名する。
- 3 当該相談窓口の運営等について必要な事項は、校長が定める。

## 第九章 不祥事防止対策

第 42 条 校長は、教職員の自律を補助し、不祥事を起こさない学校組織を確立するため、校長直轄の特別委員会「不祥事防止委員会」を置く。

- 2 委員会の所掌事務は別に定める。
- 3 不祥事防止委員会の構成は校長が定める。

第 43 条 校長は生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントの防止、及び早い段階での適切な対応を行うため、構内に相談を受け付ける「体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

- 2 担当者は、教頭を含む男性職員及び女性職員で構成することとし、校長が指名する。
- 3 担当者は次のことを遂行する。
  - (1) 教職員及び生徒から、暴力、体罰及びセクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
  - (2) 相談を受け付けた者は、速やかに校長に報告する。
  - (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、県教育委員会関係課への報告等、必要な措置を講ずるものとする。
  - (4) 相談を受け付けたものは、関係者が不利益な取扱を受けないように留意し、相談関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持に徹するものとする。
- 4 ここに定めるもののほか、当該相談窓口の運営等について必要な事項は、校長が定める。

## 第十章 学校衛生委員会

第 44 条 労働安全衛生法第十八条の規定、及び広島県立学校職員衛生管理要綱の第十条に基づき、学校衛生委員会を置く。

- 2 学校衛生委員会の運営に必要な事項並びに衛生管理者、衛生推進者、保健管理医は、広島県立学校衛生管理要綱に基づき、校長が定める。

## 第十一章 学校運営協議会

第 45 条 広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成 31 年広島県教育委員会規則第二号。)に基づき、学校運営協議会を設置し、運営する。

## 第十二章 決 裁

第 46 条 広島県立学校校務決裁規程に基づき、広島県立廿日市西高等学校決裁規程を定める。

- 2 会議や委員会での審議を経る必要のない校務運営や手続き・報告業務においては、起案による関

係者の校務審査と、校長による決裁を経た後に、施行・実施することができるものとする。

### 第十三章 雑 則

第 47 条 職員の配置について、広島県教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 48 条 この規程に定めるほかの細則は、別に定めるものとする。

第 49 条 この規程の改正は、校長が行う。

### 第十四章 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。